



平成 26 年 2 月 4 日

各 位

会社名 株式会社神戸製鋼所
代表者名 代表取締役社長 川崎 博也
(コード番号 5406 東証・名証)
問合せ先 秘書広報部長 安田 幸展
(TEL 03-5739-6010)

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 26 年 2 月 4 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは、平成 25 年 5 月に策定したグループ中期経営計画において、平成 25 年度からの 3 年間で「経営基盤の再構築」の期間と位置付けるとともに、平成 28 年度以降の中長期を見通して、「収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石」を打つ期間とし、中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION “G”』の実現に向けた取組みを進めております。

「経営基盤の再構築」については、「鉄鋼事業の収益力強化」、「成長分野・地域での販売量の確保」、「体質強化活動」及び「財務体質の改善」への取組みに注力しており、生産現場レベルでのコスト削減や各種コストダウン投資の推進と、自動車、資源・環境、エネルギー、インフラといった成長分野及び新興国や北米などの成長地域における最大販売量の確保に取り組んでおります。足元では、計画を着実に実行し、業績は全社、鉄鋼事業部門ともに黒字転換する見通しです。

また、「収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石」については、「鋼材事業の構造改革」、「機械系事業の戦略的な拡大」及び「電力供給事業の拡大」への取組みに注力しております。

特に、鋼材事業では国内外の中長期的な動向を踏まえ、需要減少を予想し、神戸製鉄所の上工程設備を休止し、加古川製鉄所へ集約することにより、もう一段のコスト競争力強化を実現し、特殊鋼線材・棒鋼、自動車ハイテン鋼板、エネルギー向け厚板などの高付加価値製品の強化を図るとともに、グループの強みである素材系事業と機械系事業で培った多様な技術の融合を推進して積極的な製品開発を行ってまいります。

今般当社は、上記のような経営基盤の強化及び安定と成長への布石を着実に実現し当社グループの持続的成長を確かなものにすべく、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しを決定致しました。

今般の公募増資を通じて、自動車軽量化の進展やエネルギー・インフラ分野の需要増加といった成長市場の取り込みとグローバル展開の加速に向けた戦略投資を着実に実行するとともに、鋼材事業の構造改革を中心とした経営基盤の再構築により収益力強化を図ってまいります。また、国内最大級の IPP である電力事業を更に拡大することで複合経営の強化を推進し、中長期経営ビジョンの実現を目指してまいります。

ご注意: この記者発表文は、株式会社神戸製鋼所（以下「当社」という。）の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。また、この記者発表文に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この記者発表文に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 ① 下記(4)①に記載の国内一般募集における国内共同主幹事会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 281,081,000 株
 ② 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 165,000,000 株
 ③ 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 24,750,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 26 年 2 月 19 日(水)から平成 26 年 2 月 25 日(火)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 国内及び海外における同時募集とする。

① 国内一般募集

国内における公募による新株式発行に係る募集（下記「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の公募による自己株式の処分に係る募集と併せて、以下「国内一般募集」と総称する。）は一般募集とし、みずほ証券株式会社、SMB C 日興証券株式会社、野村証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人（以下「国内共同主幹事会社」という。）に国内における公募による新株式発行に係る募集分の全株式を買取引受けさせる。

② 海外募集

海外における募集（以下「海外募集」という。）は海外市場（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集とし、Nomura International plc、Morgan Stanley & Co. International plc、Goldman Sachs International、Mizuho International plc 及び SMBC Nikko Capital Markets Limited を共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人（以下「海外引受会社」という。）に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。

ご注意: この記者発表文は、株式会社神戸製鋼所（以下「当社」という。）の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。また、この記者発表文に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この記者発表文に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

なお、上記①及び②並びに下記「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」（3）に記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集 385,000,000 株（上記（1）①に記載の買取引受けの対象株式 281,081,000 株及び下記「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」（1）に記載の買取引受けの対象株式 103,919,000 株）並びに海外募集 189,750,000 株（上記（1）②に記載の買取引受けの対象株式 165,000,000 株及び上記（1）③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式 24,750,000 株）を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

また、上記①及び②の各募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集、海外募集及びオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、みずほ証券株式会社及び野村證券株式会社とする。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日（国内）まで。
- (7) 払込期日 平成 26 年 2 月 26 日（水）から平成 26 年 3 月 4 日（火）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1,000 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長又はその指名する代表取締役副社長に一任する。
- (10) 国内における公募による新株式発行に係る募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の当社普通株式 103,919,000 株
種類及び数
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、公募による新株式発行の払込金額と合わせて、発行価格等決定日に決定する。

ご注意: この記者発表文は、株式会社神戸製鋼所（以下「当社」という。）の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。また、この記者発表文に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この記者発表文に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

- (3) 募 集 方 法 国内における一般募集とし、国内共同主幹事会社に公募による自己株式の処分に係る募集分の全株式を買取引受けさせる。
 なお、公募による自己株式の処分における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。ただし、公募による自己株式の処分における処分価格（募集価格）は、公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして公募による自己株式の処分における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日
 (国 内) まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間（国内）と同一とする。
- (6) 払 込 期 日 平成 26 年 2 月 26 日（水）から平成 26 年 3 月 4 日（火）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。なお、払込期日は公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 払込金額、処分価格（募集価格）その他本自己株式処分に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長又はその指名する代表取締役副社長に一任する。
- (9) 本自己株式の処分に係る募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 57,750,000 株
 種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定される。なお、売出価格は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）及び公募による自己株式の処分における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 57,750,000 株を上限として借入れる当社普通株式の国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株

ご注意: この記者発表文は、株式会社神戸製鋼所（以下「当社」という。）の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。また、この記者発表文に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この記者発表文に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

- (8) 売出価格その他本売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役社長又はその指名する代表取締役副社長に一任する。
- (9) 本売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（下記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の当社普通株式 57,750,000 株
種類及び数
- (2) 払込金額の発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行
決定方法及び公募による自己株式の処分における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される
資本準備金の額 資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数
が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資
本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた
額とする。
- (4) 割当先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間 平成 26 年 3 月 18 日(火)
(申込期日)
- (6) 払込期日 平成 26 年 3 月 19 日(水)
- (7) 申込株数単位 1,000 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長又はその指名する代表取締役副社長に一任する。
- (10) 本新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 57,750,000 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、57,750,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成 26 年 2 月 4 日(火)開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式 57,750,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 26 年 3 月 19 日(水)を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 26 年 3 月 12 日(水)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロット

ご注意: この記者発表文は、株式会社神戸製鋼所（以下「当社」という。）の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。また、この記者発表文に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この記者発表文に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

メントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

みずほ証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、みずほ証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、上記の取引に関して、みずほ証券株式会社は他の国内共同主幹事会社と協議の上、これらを行います。

2. 今回の公募による新株式発行及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	3,115,061,100株	（平成26年2月4日現在）
公募による新株式発行に伴う増加株式数	470,831,000株	（注）1.
公募による新株式発行後の発行済株式総数	3,585,892,100株	（注）1.
本件第三者割当増資による増加株式数	57,750,000株	（注）2.
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	3,643,642,100株	（注）2.

（注）1. 海外引受会社が上記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」（1）③に記載の権利全部を行使した場合の数字です。

2. 上記「4. 第三者割当による新株式発行」（1）に記載の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	108,806,280株	（平成26年1月31日現在）
処分株式数	103,919,000株	
処分後の自己株式数	4,887,280株	

ご注意: この記者発表文は、株式会社神戸製鋼所（以下「当社」という。）の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。また、この記者発表文に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この記者発表文に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の国内一般募集、海外募集及び第三者割当増資による手取概算額合計上限100,565,700,000円について、平成28年度末までに、860億円を「鉄鋼事業の収益力強化」と「鋼材事業の構造改革」に係る設備投資資金に、132億円を鉄鋼事業及びアルミ・銅事業における自動車分野での設備投資資金及び投資資金に、残額を長期借入金の返済に充当する予定です。

当社グループでは、平成25年5月に策定した「2013-2015年度グループ中期経営計画」において、平成25年度からの3年間を「経営基盤の再構築」の期間であるとともに、「収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石」を打つ期間と位置付けております。その具体的な取組みとして、「鉄鋼事業の収益力強化」のために、新溶銑処理工場、高効率自家発電設備(2GTCC)、厚板加速冷却設備等のコスト競争力強化のための設備投資を進めています。また、中長期的には、さらに競争が激化することが予想される中、もう一段の競争力強化のために、「鋼材事業の構造改革」を意思決定いたしました。神戸製鉄所の高炉をはじめとした上工程設備を休止して加古川製鉄所に集約し、加古川製鉄所において最新鋭のブルーム連続鑄造設備と溶鋼処理設備を新設、分塊圧延機を能力増強し、主力品種である特殊鋼線材・棒鋼の競争力を強化してまいります。加えて、成長市場の需要取り込みに向けて、軽量化ニーズが高まりつつある自動車分野におけるグローバル供給体制の構築を目指しております。今回の調達資金は、これらの施策に充当することを企図しております。

ご注意: この記者発表文は、株式会社神戸製鋼所(以下「当社」という。)の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。また、この記者発表文に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この記者発表文に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

なお、当社グループの鉄鋼事業の収益力強化に係る設備投資並びにアルミ・銅事業における自動車分野での設備投資の主要な計画は、平成26年2月4日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成25年12月末現在）、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	セグメント	設備等の内容	投資予定金額（注1）		資金調達 方法	工期	
			総額 （百万 円）	既支払額 （百万円）		着工	完成 （注2）
当社 加古川製鉄所 神戸製鉄所	鉄鋼事業部門	「鉄鋼事業の収益力強化」（新溶銑処理工場、高効率自家発電設備（2GTCC）、厚板加速冷却設備）と「鋼材事業の構造改革」に係る設備	118,550	11,928	増資資金、自己資金、借入金等	平成23年 4月	平成29年 11月
神鋼汽車鋁材 （天津）有限 公司	アルミ・銅 事業部門	自動車パネル材製造工場	12,600 （注3,4）	—		平成25年 9月	平成28年 4月
合計	—	—	131,150	11,928	—	—	—

- （注）1. 金額には消費税等は含んでおりません。
2. 完成後の増加能力等につきましては、算定が困難であるため記載しておりません。
3. 投資予定額については、予算上の為替レート（1元＝16.5円）で算出しておりますので、為替の変動等により、今後の投資予定額に変更もあり得ます。
4. アルミ・銅事業における自動車分野での設備投資については、中国における事業統括会社である神鋼投資有限公司への投資を通じて行います。

また、鉄鋼事業部門における自動車分野での主要な投資に係る具体的な内容、金額及び支出予定時期は以下のとおりとなっております。

内容	金額 （百万円）	支出予定時期
鉄鋼事業部門における自動車用冷延ハイテンの製造・販売に関する合弁会社（鞍鋼神鋼冷延高張力自動車鋼板有限公司）への投資	5,700（注1,2）	平成26年6月

- （注）1. 金額については、予算上の為替レート（1元＝16.5円）で算出しておりますので、為替の変動等により、今後の金額に変更もあり得ます。
2. 本投資については、中国における事業統括会社である神鋼投資有限公司への投資を通じて行います。
3. 当該投資資金は上記合弁会社において、自動車用冷延ハイテンの製造設備等への投資に充当する予定です。

（2）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

ご注意: この記者発表文は、株式会社神戸製鋼所（以下「当社」という。）の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。また、この記者発表文に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この記者発表文に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(3) 業績に与える影響

今回の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しの実施によって、財務体質のさらなる強化を図りながら、中長期的に収益の向上に寄与するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

成果の配分につきましては、当社の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮することとし、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績及び配当性向等を勘案して決定してまいります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益又は 1株当たり連結当期純損失(△)	17.63円	△4.74円	△8.98円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	3.00円 (1.50円)	1.00円 (1.00円)	－円 (－円)
実績連結配当性向	17.0%	－	－
自己資本連結当期純利益率	9.94%	△2.68%	△5.25%
連結純資産配当率	1.7%	0.6%	－

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成24年3月期に関しては、1株当たり連結当期純損失を計上しているため、実績連結配当性向は記載しておりません。平成25年3月期に関しては、1株当たり連結当期純損失を計上し、無配のため、実績連結配当性向は記載しておりません。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益又は連結当期純損失を自己資本（連結貸借対照表上における期首の純資産合計から少数株主持分を控除した額及び期末の純資産合計から少数株主持分を控除した額の平均）で除した数値であります。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。なお、平成25年3月期に関しては、無配のため、記載しておりません。

ご注意: この記者発表文は、株式会社神戸製鋼所（以下「当社」という。）の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。また、この記者発表文に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この記者発表文に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	202 円	223 円	136 円	109 円
高 値	243 円	225 円	144 円	191 円
安 値	154 円	108 円	57 円	102 円
終 値	216 円	134 円	109 円	167 円
株価収益率	12.25 倍	—	—	—

(注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。

2. 平成26年3月期の株価については平成26年2月3日(月)現在で表示しています。

3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成24年3月期及び平成25年3月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、株価収益率は表示しておりません。また、平成26年3月期に関しては、未確定のため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関連して、当社は、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり当該募集に係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行並びに平成25年6月26日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」に基づく新株予約権の無償割当てによる発行、当該無償割当てにより発行された新株予約権の行使による当社普通株式の交付及び当該新株予約権の当社による取得に際して当該新株予約権の保有者に対して行われる当社普通株式の交付等を除く。)を行わない旨を合意しております。

ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この記者発表文は、株式会社神戸製鋼所(以下「当社」という。)の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。また、この記者発表文に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この記者発表文に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。